

平成12年地方分権一括法に関する  
条例審査特別委員会会議録

開 会 平成12年3月7日

閉 会 平成12年3月17日

新 得 町 議 会

第 1 日

地方分権一括法に関する条例  
審査特別委員会会議録  
平成12年3月7日(火)第1号

○付託議案名

- 議案第13号 手数料条例の制定について  
議案第14号 普通河川管理条例の制定について  
議案第15号 都市計画審議会条例の制定について  
議案第16号 地方分権の推進を図るための関係条例の整備等に関する  
条例の制定について

○出席委員(17名)

委員長	黒澤誠君	副委員長	吉川幸一君
委員	川見久雄君	委員	藤井友幸君
委員	千葉正博君	委員	宗像一君
委員	松本諫男君	委員	菊地康雄君
委員	斎藤芳幸君	委員	廣山麗子君
委員	金澤学君	委員	石本洋君
委員	古川盛君	委員	松尾為男君
委員	渡邊雅文君	委員	高橋高欽君
委員	武田武孝君		

○欠席委員(なし)

○委員外(1名)

議長 湯浅亮君

○職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐々木裕二君  
書記 桑野恒雄君

---

議会事務局長（佐々木裕二君） 初の地方分権一括法に関する条例審査特別委員会です。町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、年長であります石本 洋委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長（石本 洋君） 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

臨時委員長（石本 洋君） ただいまから、地方分権一括法に関する条例審査特別委員会を開会いたします。

（宣告 15時30分）

---

臨時委員長（石本 洋君） これより、委員長の互選を行います。  
お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。  
よって、指名推選の方法によることに決しました。

---

臨時委員長（石本 洋君） 暫時休憩いたします。

（宣告 15時30分）

臨時委員長（石本 洋君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 15時31分）

---

臨時委員長（石本 洋君） それでは、指名推選については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。  
よって、臨時委員長である私から指名することに決しました。  
それでは、委員長に黒澤 誠委員を指名いたします。  
ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（石本 洋君） 異議なしと認めます。  
よって、黒澤 誠委員が委員長に選ばれました。

---

臨時委員長（石本 洋君） それでは、ただいま選ばれました委員長と本席を交代い

たします。

(委員長就任あいさつ)

---

委員長(黒澤 誠君) これより、副委員長の互選を行います。  
お諮りいたします。

副委員長の互選については、委員長の指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(黒澤 誠君) 異議なしと認めます。  
よって、委員長の指名推選の方法によることと決しました。

---

委員長(黒澤 誠君) 暫時休憩いたします。

(宣告 15時32分)

委員長(黒澤 誠君) 休憩を解き再開いたします。

(宣告 15時32分)

---

委員長(黒澤 誠君) それでは、副委員長に吉川幸一委員を指名いたします。  
ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(黒澤 誠君) 異議なしと認めます。  
よって、吉川幸一委員が副委員長に選ばれました。

---

委員長(黒澤 誠君) なお、平成12年3月17日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております、議案第13号から議案第16号についての審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

---

委員長(黒澤 誠君) これをもって本日の地方分権一括法に関する条例審査特別委員会は散会いたします。

(宣告 15時33分)

---

第 2 日

地方分権一括法に関する条例  
審査特別委員会会議録  
平成12年3月17日(金)第2号

○付託議案名

- 議案第13号 手数料条例の制定について  
議案第14号 普通河川管理条例の制定について  
議案第15号 都市計画審議会条例の制定について  
議案第16号 地方分権の推進を図るための関係条例の整備等に関する  
条例の制定について

○出席委員(15名)

委員長	黒澤誠君	副委員長	吉川幸一君
委員	川見久雄君	委員	藤井友幸君
委員	宗像一君	委員	松本諫男子君
委員	斎藤芳幸君	委員	廣山麗子君
委員	金澤学君	委員	石本洋君
委員	古川盛君	委員	松尾為男君
委員	渡邊雅文君	委員	高橋為欽造君
委員	武田武孝君		

○欠席委員(2名)

委員 千葉正博君 委員 菊地康雄君

○委員外(1名)

議長 湯浅亮君

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄君
教育委員会	委員長	高久教雄君
監査委員	員	吉岡正君
助	役	鈴木政輝君
収入	役	清水輝男君
総務課	長	畑中栄和君
企画調整課	長	長尾正君
税務課	長	秋山秀敏君
住民生活課	長	西浦茂君
保健福祉課	長	浜田正利君

建	設	課	長	村	中	隆	雄	君
農	林	課	長	齊	藤	正	明	君
水	道	課	長	常	松	敏	昭	君
商	工	觀	長	貴	戸	延	之	君
児	童	保	長	富	田	秋	彦	君
老	人	一	長	長	尾	直	昭	君
屈	足	支	長	高	橋	昭	吾	君
庶	務	係	長	武	田	芳	秋	君
財	政	係	長	佐	藤	博	行	君
教		育	長	阿	部	靖	博	君
学	校	教	長	加	藤	健	治	君
社	会	育	長	高	橋	末	治	君
農	業	事	長	小	森	俊	雄	君
	委	務						
	員	局						
	会							

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二	君
書			記	桑	野	恒	雄		君



---

委員長（黒澤 誠君） 本日の欠席届出委員は千葉正博委員、菊地康雄委員の2名であります。

ただいまから地方分権一括法に関する条例審査特別委員会を開きます。

（宣告 10時00

分）

---

委員長（黒澤 誠君） お諮りいたします。

審査の方法につきましては、別紙お手もとに配付いたしました、審査次第書のとおり審査してまいりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） 異議なしと認めます。

よって、別紙、審査次第書のとおり、順次、審査することに決しました。

審査に入る前に委員長よりお願いをいたします。

質疑答弁の発言は簡明、簡潔に行うよう。また、質問は1項目につき3回までとして進めたいと思いますので、皆様がたのご協力のほどをよろしくお願いいたします。

なお、発言される際には何ページの何々ということに合わせて申し出てください。

---

委員長（黒澤 誠君） 1ページをお開きください。

1ページから11ページまでの議案第13号、手数料条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

〔総務課長 畑中 栄和 君 登壇〕

総務課長（畑中栄和君） 議案第13号、手数料条例の制定についてご説明いたします。

8ページをお開きください。提案理由であります。地方分権一括法による地方自治法の改正に伴い、手数料については条例で定めることとなったため、既存の条例規則を整理し本条例を新たに制定しようとするものであります。

内容でございますが、租税公課に関する証明手数料以下35件の制定でありまして、既存のもの20件、金額改正のもの2件、新設のもの13件となっております。

1ページに戻っていただきまして、条例本文第2条には名称、金額等。

2ページ、第3条には徴収の時期、以下、郵送による請求、還付、減免、過料について規定いたしております。

附則といたしまして、

1、この条例は平成12年4月1日から施行する。

2、手数料徴収条例、昭和56年条例第1号は廃止する。

3、農業経営基盤強化促進法による不動産登記の嘱託に関する事務手数料徴収条例、昭和57年条例第7号は廃止するものでございます。

以上よろしくご審議のほどをよろしくお願いいたします。

[ 総務課長 畑 中 栄 和 君 降壇 ]

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を願います。高橋委員。

委員（高橋欽造君） 1点お聞きいたしたいと存じます。

2ページのですね、減免措置がとれるということでございまして、公営住宅に入るときに保証人、この場合これは公用でしょうか、まずその点だけお聞きします。公用かどうか。

ちょっと言い方悪いですか。保証人の印鑑証明を必要としてますね。それは公用ですかどうですかってということなんです。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

公営住宅の連帯保証人にかかわる、添付いたします印鑑証明につきましては、あくまでも公営住宅の申し込みの時点で必要となりますので、公用ではないと判断しております。

委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） 私はこういうものはですね、わずかな金ですから、あんまりそんなことは言わなくてもいいんでしょうけれども、だけれども、はっきりしておかなければいけないなと思うので言うんですけれども。

いちおう役場として保証人の確認というか、そういうものの一つの証としてとっているのではないのかなと思うんです。ですから、私は公用と認定してもいいんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

このほかに税ですとか、使用料が滞納しているかないかという証明も必要となりますので、これはあくまでも町営住宅に入居しようとする申請行為でございますので、あくまでもこれは公用ではないということでございます。

委員長（黒澤 誠君） 石本委員。

委員（石本 洋君） 一つご質問申し上げたいんですが、まず第一にですね、この手数料条例の制定については、地方分権の関係で法令が変わったから制定をします。そこはわかるんですが、中身はたいへん細かくいろいろな分野にわたって改正をされているというかたちの中で、この手数料額を設定した基本的な理念というものがあるだろうと思うね。

例えば現行の金額を踏襲すると、そのまま移すというのと、それから経済情勢が変わってきたから金額がこういうふうに変えると、それから非常に金額の高い部分があるわけですね。そういったものの、いちおう、この間、概略の説明はいただいているわけなんですけれども、そういう、この手数料を決めるにあたって、原則的にある理念というものがあったらお聞かせをいただきたいなと、こう思います。

委員長（黒澤 誠君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） お答えいたします。

手数料、今回の制定の手数料につきましては、8ページ以降の改正内容に記載のとおり、改正前と改正後ということでそれぞれ記載をしてあります。

番号でいきますと、9番からにつきましては戸籍の関係ですが、これは戸籍の手数料

令という国の基準によって今までとっていたわけですが、それをそのまま、その手数料令でなく今度、条例で定めないといけなくなりましたので、新たに金額を設定しているわけですが、基本的には従来のかどうか、従来のかの各々の条例でとっていたものを、条例とか規則でとっていたものを、そのまま引き継ぐとかそういうかたちにいたしております。

ただし、中にはナンバー 25 になりますか、鳥獣の関係とか一部その手数料の額が実態とか、合うか合わないかという部分で、値上げをしている部分もおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長（黒澤 誠君） 川見委員。

委員（川見久雄君） 2 ページの下段にあります、第 7 条の過料についてお尋ねをいたします。

カッコの中は例外規定ということになると思うんですけども、例えば、免れた金額が 500 円としますと、5 倍の 2 千 500 円になりますね。それが 5 千円になろうと、1 万円になろうと 5 万円いただきます。こういうことでよろしいわけですね。

この、カッコ書きを除きますと原則規定ということになるんでしょうけども、詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科すると、こうありますね。

簡単に言いますと、3 万円ですけども、そこに裁量というものが生まれてくると思うんですけども、それについてはまた、後ほどお尋ねすることとして、簡単に言いますけれども、3 万円ですと 15 万円になりますね、幅があるわけですから。その下のほうに金額を置くとしても、5 万円を下るとということにはならないでしょうね。それについてお尋ねをします。

委員長（黒澤 誠君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） ご質問の件ですが、5 万円。最低 5 万円ということですので、5 万円を下るとということはないです。

委員長（黒澤 誠君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって議案第 13 号の質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） それでは、12 ページをお開きください。

12 ページから 27 ページまでの議案第 14 号、普通河川管理条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。村中建設課長。

[建設課長 村中隆雄君 登壇]

建設課長（村中隆雄君） 議案第 14 号、普通河川管理条例の制定についてをご説明いたします。

24 ページをお開き願います。

下段の提案理由ですが、地方分権一括法施行に伴いまして、現在、北海道で行っている普通河川の管理に関する事務全般が市町村に移管されるため、本条例を新たに制定しようとするものでございます。今回の条例改正で北海道から移管される主なものについてご説明いたしますと、大きく分けて 6 つほどございます。

1つといたしまして、流水の占用。これは水利権でございます。現在、北海道で12件水利権の許可をしております。今後は取水量が一定規模以上等のものについては、下流の河川管理者の協議が必要となりますが、これ以外のものにつきましては、技術基準に基づきまして、新得町の許可となります。

2番目といたしまして、汚水の排出でございます。現在、河川法関係で3件、このうち水質汚濁防止法などの届出が2件でございます。今後は汚水を流すものについては新得町の許可となります。

3番目といたしまして、工作物の新築・改築・除却については、現在そのつど申請して許可を受けておりますので、今後も技術基準に基づきまして許可することになります。

4番目でございますが、立ち木の採取につきましても、そのつど申請を受けて許可ということになります。

5番目でございますが、立入検査でございますけれども、許可や承認を受けたかたから定期的に報告を受けたり、必要となれば立入検査を行い、申請どおりになっているか把握し、必要な措置を命ずることができることとなります。

6番目でございますが、禁止行為及び違反についての罰則でございます。許可や承認の条件に違反したり、禁止されている行為と認められた場合には、罰金又は過料を科すことができることとなります。

25ページをお開き願いたいと思います。

占用料の改正内容についてご説明いたします。占用料の改正につきましては、河川法に準じて料金を改正してございます。

1番の流水占用料、これは水利権の関係でございます。流水占用料につきましては、現在、流水使用許可は北海道が行いまして、料金の徴収は町が行うことになっております。今後は北海道で許可しているものについて、引き継ぎを受けることになってございます。

2番目の土地占用料につきましては、現在、新得町で8件の占用許可をしておりますが、今回の改正で許可済みの物件で占用料の改正に該当になるものは、鉄塔1基のみでございます。

26ページの中段でございます。

3といたしまして、土砂採取料その他の河川産出物採取料でございます。

現在、新得町で許可しているものはございません。河川法に準じまして、その他の竹木と埋もれ木及びじゅん菜を新設いたしまして、凍氷、凍る氷と書いて、凍氷ですね、その他は削除いたします。

27ページの4でございますが、水面占用料。河川法に準じまして、全項目を削除いたします。

12ページにお戻り願いたいと思います。条例の本文の説明をいたします。主なものについてご説明いたしますが、本条例は第1章から第6章まででございます。

第1章は総則で、第1条は目的でございます。河川法の目的でもあります、治水、利水、環境保全について規定しております。

第2条は定義で、条例の中に用いる用語について説明してございます。

第3条は境界に係る普通河川管理の特例です。普通河川が2以上の市町村にわたる場合において、相互に協議してその管理方法を定め統一的管理を行うこととして、協議による管理の特例を設けてございます。ここで、新得町内を流れる普通河川が隣の清水町

又は鹿追町と境界を接している河川はございませんが、町内を流れている普通河川が下流において清水町まで流れているものについては5本ございます。

14ページをお開き願います。

第2章、普通河川の管理でございます。

第4条は河川管理施設の構造等の基準でございます。河川管理施設及び許可工作物が構造が適切なものであり、全体に統一された構造基準でなければ、災害を引き起こすことになるため必要となります。

第7条は禁止行為です。河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為について、禁止及び制限を行うことができるものとしております。

第8条は許可を要する行為でございます。

第1号は水利権のことでございます。水利権の許可につきましては、下流管理者、河川管理者と協議が必要となる場合があります。例えば1日の取水量が1,200トン。あるいは給水人口が5,000人以上の水道。新得町では上水道が該当いたします。そのほかに他町村にまたがる河川が該当になります。

第9条は汚水の排出です。河川の汚水を流すなど、河川の清潔に支障を及ぼすおそれのある行為を制限しております。

16ページの中段でございます。

第12条は原状回復命令等でございます。各種の許可行為について終了したり、廃止したときに届出の義務を科し、普通河川管理上必要があると認めるときは、工作物の除却など、原状回復を命ずることができるとしております。

第3章監督。

第14条は立入検査等です。許可及び承認を受けたものから管理上必要な報告を受けたり、立入検査を行うことによって許可及び承認を受けた後の状況を絶えず的確に把握できるようにしてございます。

17ページの第15条は、監督処分です。許可を受けたもの又は条例上違法の状態にあるものに対して、河川管理者が許可を取り消し、原状回復、その他必要な措置をとることによって、河川管理の適正を確保することとしております。

18ページ中段でございますが、第4章は普通河川に関する費用でございます。

第17条、普通河川の管理に関する費用の負担原則です。市町村の自治事務であるため、管理に要する費用は原則として市町村が負担するものと明記してございます。

19ページ第21条は占用料等でございます。占用料の消費税は河川法の規定により、土地の使用と占用にかかるもののみ、使用又は占用期間が1か月未満は課税いたしますが、1か月以上は課税しないとしております。

第1項ただし書きにつきましては、公共性の高い事業に対して、占用料を徴収しないものとしており、第2項ただし書きは、申請に基づき町長の自由裁量により減額免除を可能とするために規定してございます。

第5章雑則。

第23条は規則への委任です。条例の執行にあたって事務的細目事項につきましては、直接、権利機能に関する事項でないことから、規則に委任することができることとして規定してございます。

20ページ、第6章は罰則。

第24条は罰則について、罰金の重い順から規定してございます。

第25条は過料について規定しております。

附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用するものでございます。

経過措置といたしまして、2、この条例の施行にあたり、現在、北海道普通河川及び堤防敷地条例の規定に基づき、許可又は承認を受けて河川工事その他の行為を行っているもの、又は工作物を設置しているものは、従前と同様の条件によりこの条例の規定による許可、又は承認を受けたものとみなすとしております。

3といたしまして、前項の規定を受けるとするものの、普通河川管理者に対する届出の義務を科しております。

ただし書きで除外規定を設けてございます。

次に建設大臣所管に属する土地の譲与前の土地管理といたしまして、4、普通河川管理者は普通河川の敷地として使用している建設省所管の土地について、国有財産特別措置法の改正による譲与の前であっても、この条例の規定に基づき当該土地を管理するものとしております。

5といたしまして、普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例、昭和24年条例第11号は廃止といたします。

以上よろしくご審議のほどをよろしく願いいたします。

[建設課長 村中隆雄君 降壇]

委員長(黒澤 誠君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を願います。宗像委員。

委員(宗像 一君) 25ページの改正内容のところの金額なんですけれども、改正前だったものと改正後の金額とは大幅に違うんですけれども、これはやっぱりそちらの法のなんていうんですか、そういったものを基準にしてやったわけなんですか。

委員長(黒澤 誠君) 村中建設課長。

建設課長(村中隆雄君) お答えいたします。

河川法の規定によりまして、改正後の金額としております。

委員長(黒澤 誠君) 藤井委員。

委員(藤井友幸君) 2点ほど質問させていただきますけれども。

13ページの第3条の関係でございますけれども、さきほどの提案理由の説明の中で、またがる河川はないということでございます。それはわかるんですが、その関係についてですね、例えば新得町の方で水利権等の例えば申請のあった場合、その辺の下流の町村との調整というのは、どのようになるのかお聞きをいたしたいと思います。

それからさきほどですね、関係する河川は5本ということでございますけれども、全体でこの条例が制定するようになって、何本の河川があるのかお伺いをいたしたいと思います。

それからもう1点ございます。23条のこの条例の施行に関し、必要な事項は規則で定めるとあるわけでございますけれども、この規則は定められているのかお聞きをいたします。以上よろしく願います。

委員長(黒澤 誠君) 村中建設課長。

建設課長(村中隆雄君) お答えいたします。

下流において他の町村に流れ込んでいる川が5本ございますとさきほど説明いたしましたので、さきほど水利権の許可の関係で一定規模の取水ですとか、それから2以上の

市町村と交わるところにつきましては、お互いに協議いたして決めるということになってございます。

続きまして普通河川の数でございますけれども、北海道の河川一覧というものに登録するわけでございまして、現在のところ164河川登録してございますけれども、河川というのは登録してなくてもですね、なんていうんですか無名川ということで、水が常時流れていれば河川ということになりますので、そのあたりは砂防工事などで必要となっていて、無名川では困るということで、そのつど新得町で登録の手続きを取りまして行いますので、一級河川になる以外は今後増えていくと思います。

それと規則でございまして、4月1日施行ということで現在進めてございます。

委員長（黒澤 誠君） 石本委員。

委員（石本 洋君） 私も13ページの定義の関係でお話をしたいんですが、新得町内の川ですね、ですからいわゆる普通河川、あるいは特別な河川、そういう区分けってというのが比較的簡単にできるんだろうと思うんですよ。

そこでこの表現ですね、河川法の適用うんぬんと書いてありますけれども、本町における普通河川は別表第一の河川を除くほかの河川をいうとか、ちょっと今、概要的にいった話ですから、まだ法文としてもう少し適切な言葉があると思うんですけども。特定ですね、新得町の普通河川として、新得町の管理に置かされない川をまず表示して、それ以外のものは普通河川だよという書き方をしたほうがですね、利用する人はわかりやすいですね。

この条例を見て河川法を見て、そしてわからなくて課長に聞くと、こういったようなかたちになるのかなと。もう少しそういった点、明確に表現できるような方法はないでしょうか。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君）お答えいたします。

現在、法河川といいまして、新得町では一級河川になると思いますけれども、これは23河川ございます。その23ございまして同じ、例えば新得町で取水しております、例えばの話ですけども、九号川というのがございます。九号川は新得町が取水している少し下流までが一級河川でございまして、その上が普通河川であるわけでございます。ですから同じ河川でも、一級河川と普通河川と分かれるわけでございますので、そのあたりはこういった表現になるかと思えます。

委員長（黒澤 誠君） 石本委員。

委員（石本 洋君） そのようにですね、合流点からの十何メートルといったようなかたちで表現できればそれでいいわけなんですが、23あるということです。数でいくと200、300あるのと違って23だということであればですね、やっぱり別表に書けるんでないかな。そして特記事項として、何々川の合流点から上流何メートルまでは、何々になるよといったような、もう少しこの普通河川管理条例を見てどこまでが新得町の管轄だということがすぐわかるようなね、当然、課長のほうはPRされると思うんですよ。

PRされるけれども、それは一時的にみて分けるんであって、永久にこの条例がある限りにおいてですね、簡便にわかるようなシステムっていうものは欲しいものだなと。いかがでしょう。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） 現在、一級河川が23本ございますけれども、また、町からの要請っていうんですか、陳情などで法河川が増えていく可能性がございますけれども、その他の規則の中にですね、これを中に取り入れてできるかどうか検討させていただきたいと思います。

委員長（黒澤 誠君） 石本委員。

委員（石本 洋君） そういうことで、この条例に出ていますから、ここで別表うんぬんといっても始まらないんでしょうが、PRするときにひとつ表などを工夫されまして、ひとつわかりやすくお願いしたいなとこう思います。以上です。

委員長（黒澤 誠君） 川見委員。

委員（川見久雄君） これも、裁量に関わることですけれども、20ページの第24条罰則についてであります。

この条文をみていきますと違反の重さからによって、3段階に区分されていると思います。第1項では30万円以下、第2項で20万円以下、第3項で10万円以下とそれぞれ上限が定められております。上限のみの規定でございまして、そこに裁量という問題が出てまいります。

前ページの第23条に規則への委任という条文があり、必要な事項は規則で定めるとはなっておりますけれども、その規定の中に裁量に関わる条文が盛り込まれるのか、恐らく盛り込まれないのではないかと考えますが、いかがなものか。

そこで罰金の下限の額といいますか、裁量について確認をしたいと思っておりますけれども、第1項の30万円以下について、第2項の上限である恐らく20万円以下を下回らないだろうと、こういうふうに思うんですけれども、第2項も同じ考え方なんですけれども、更に第3項については少々異質なものではありませんが、第25条の過料の上限を下回ってはならないのではないかと考えますけれども、罰金の決定にあたって基本的にといいますか、どのように考えておられるのかお尋ねをいたしたいと思っております。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） さきほど提案理由でもご説明いたしましたが、重い順に、30万円、20万円、10万円と書いてございます。規定してございます。

これにつきましては国でも、同様に同じ、なんていうんですか三段階に分かれてございまして、国では50万円、30万円、20万円ということでございまして、そしてこの3月31日をもって廃止いたします道の条例が、この30万円、20万円、10万円ということで規定してございます。

規則ではこの罰則については規定ございません。この30万円以下、20万円以下、10万円以下ということで、ここに条文に違反したものについて重い順番から書いてございますけれども、これについては、例えば30万円以下となりますと30万円から20万円ということになると思っておりますけれども。

（「そういうふうに考えてもよろしいわけですね」の声あり）

建設課長（村中隆雄君） はい。

委員長（黒澤 誠君） 松尾委員。

委員（松尾為男君） 14ページのですね、禁止行為の第7条の（2）ですね、ごみ、ふん尿、鳥獣とこうなってます。廃棄物を捨てることとなっておりますけれども、例えばですね、ふん尿等の地下浸透にそれから表面流入などもですね、この捨てるというところに当てはめるのかどうかお伺いします。



委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

第7条の2項でございますか。あくまでも捨てることでございます。

委員長（黒澤 誠君） 松尾委員。

委員（松尾為男君） ここでは、例えばふん尿ってあるでしょう、それで捨てるということになっているんですよ。

だけども、最近ちょっと問題になっているのは、例えば町もですね上水道の取水口があります、九号川の上流ですね、あそこは道立畜産試験場の草地になってますけれども、あそこは昨年、一昨年とその前の年からですね、放牧はやめているんですよ。

というのは、町の上水道のですね九号川、さきほど言っていましたけれども、上流のほうは普通河川と言っていますけれども、あそこに地下浸透ということで、牛のふん尿のですね、いわば人間に体に害するものがあるということで、放牧は自主的に道は中止をしているんですよ。そういうところが管内かなりあるんですよ。

ですから、そういったものが、土地に地下浸透のふん尿等のですね捨てるということに該当させるんですか、どうなんですかと聞いたんですよ。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） 地下浸透を故意にやっぱりさせているかさせていないかによると思いますけれども。あくまでも、例えばですね、溝を掘ってですね、川に流すような仕組みにしていれば、これは捨てることになると思いますけれども、地下浸透してるかしてないかというのは、こちらのほうでは判断はできないと思いますけれども。

どこから地下浸透しているかも判断できないと思います。

---

委員長（黒澤 誠君） 暫時休憩いたします。

（宣告 10時38分）

委員長（黒澤 誠君） 休憩を解き再開いたします。

（宣告 10時40分）

---

委員長（黒澤 誠君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって議案第14号の質疑は終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 続きまして、28ページをお開きください。

28ページから30ページまでの議案第15号、都市計画審議会条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。村中建設課長。

[建設課長 村中隆雄君 登壇]

建設課長（村中隆雄君） 議案第15号、都市計画審議会条例の制定についてをご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、上段、提案理由でございますが、地方分権一括法の施

行による都市計画法の改正に伴いまして、市町村都市計画審議会の条文が新設されたため、今までの新得町都市計画審議会条例を廃止し、本条例を新たに制定しようとするものでございます。

主な改正内容につきましてご説明申し上げます。設置根拠が現在の地方自治法の規定から、改正後は都市計画法になってございます。

委員の数でございますけれども、15名としていたのを改正後は15名以内としております。定数外等の委員でございますけれども、特別委員としていたのを改正後は臨時委員及び専門委員を置くことができることになりました。

委員の資格は現在は特に定めておりませんでした。改正後は議会議員、関係行政機関職員及び学識経験者と定めております。

委員の発令につきましても、委嘱から任命になっております。

前のページに戻っていただきまして、条例の本文の説明は省略させていただきます。

附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用するものです。

経過措置といたしまして、この条例の施行にあたり現在の新得町都市計画審議会条例第1条の規定により置かれている新得町都市計画審議会は、この条例第1条の規定により置かれていた都市計画審議会とみなすとしております。

3、本条例の施行に伴い、新得町都市計画審議会条例、昭和54年条例第23号は廃止といたします。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

[建設課長 村中隆雄君 降壇]

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。川見委員。

委員（川見久雄君） 28ページ、29ページでございますけれども。

本条例について第1条目的、第3条委員及び附則2の経過措置、以上3点についてお尋ねをいたします。

まず第1条の目的について、本条例の目的は審議会を置く、つまり組織の性質について書かれております。確かに組織を設置して初めて物事が動き出すことは理解できないわけではございませんけれども、私は目的の条項というのは、その組織の権限・機能、つまり何をなすのか、なすべきなのかを明示すべきものと考えます。

法第77条の2を見ていきますと、確かに第2項に「都市計画地方審議会は都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる」とはなっておりますけれども、これをもってよしとするには、余りにも乱暴すぎやしないか、条文を簡潔にするという意味では副次的というか、軽微なものについてまで法条文の引用を否定するものではありませんが、本条例の構成において、欠陥大いにありとの感を否めないであります。

そこで現、新条例を比較してみたいと思います。例規集の2、281頁に現行条例が収録をされております。この条例を見ていきますと、第1条に（設置）の見出しがついており、新条例の（目的）に相当するものであります。これについては今申し上げましたので、ここでは省くとして、第2条の（所掌事務）であります。

例規集を持ち込んでないかたもいらっしゃるかと思いますが、ここで全文を読み上げてみたいと思います。

第2条、審議会は町長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- ( 1 ) 本町が定める都市計画に関すること。
- ( 2 ) 都市計画について、本町が提出する意見に関すること。
- ( 3 ) その他、町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。と審議会としてやるべきことが明提されております。

このように現条例に明提されている審議会の役割というか、根幹をなす規定が新条例で、そっくり削除されている、この削除した事情というか考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。

次に第3条の委員における町議会議員についてであります。

さきほども説明ありましたように、現条例では委員の委嘱について、こういったところからとの規定はありませんが、新条例ではこういったもののうちから任命すると大枠を規定しております。

しかし、どこのところから何人との規定にはなっておりませんので、例えばであります、極端なことを申し上げますと、町議会議員が目一杯の15人ということもあり得ますし、また、全く任命しないということもあり得ると思います。

私は、町議会議員になり、まもなくして町政のチェック役を果たすべき町議が町の附属機関の委員になることに、いささか、疑念を抱きはじめ、近い機会に一般質問の場で町長のお考え方をただしてみたいと思っておりました。

はからずも本条例が登場してきたということでございます。法律の本文には、任命すべき範囲についての規定はないものと考えます。しかし、政令かと思えますけれども、本条例の第3条にあります条文があり、ここに載せざるを得ない事情は理解いたすところであります。

この法律の制定にあたっては、建設省が中心になり原案の作成に携わってきたのかと考えますが、一方、自治省において法律で議員の委員就任の義務付けがされているものを除き、「執行機関と議決機関の権限を明確に分離し、相互に適正な抑制などを図る法の建前からいって、議員が附属機関の構成員に加わることは適当でない」との見解が示されているところであります。

それを踏まえてかどうかは分かりませんが、本道においても道、道議会をはじめいくつかの自治体で、既に議員の委員就任の見直しをしており、また、その動きが広がりがつつあるものと考えます。

そこで、本町においても本審議委員の任命にあたって、どのような考えのもとに臨まれるのか、併せて他の委員についてもふれていただければ幸いと存じます。

次に附則2についてであります。

経過措置の条文を読みますと、この条例の施行の際、現に新得町都市計画審議会条例第1条の規定により置かれている新得町都市計画審議会は、この条例第1条の規定により、置かれた都市計画審議会とみなすとあります。

4月1日を期してそっくりその衣替えというか、再構築をしてスタートできないということで、こういう経過規定が設けられると思うんですけれども、もう一つには現委員の任期が、13年1月31日までだそうにして、それを継続する。そういうこともあって、こういった経過措置が作られたのかなというふうに思うんですけれども、その狙いについてお尋ねをいたします。

以上3点よろしくお願いたします。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

現行の新得町都市計画審議会条例につきましては、地方自治法で委員会ですとか審議会を置くことができるという設置目的で、設置してございまして、この地方自治法ではあくまでも設置のみの規定でございます。

これで、現行の審議会につきましては所掌事務として都市計画に関することということで、明記しなければならないということと考えてございまして、改正後の4月1日からの都市計画審議会につきましては、都市計画法の第77条において、市町村都市計画審議会は都市計画に関する事項について、関係行政機関に意見を述べるができるということで、設置と目的が明確にされてございます。そういったことで削除してございます。

2番目の議会議員の委員につきましては、組織の運営につきましては、平成12年の4月1日から施行されます、都市計画法の施行令第3条におきまして規定してございまして、委員は学識経験のあるもの、町議会議員とそれと関係行政機関の職員から任命するということで規定されてございます。

経過措置につきましてはでございますけれども、川見委員がおっしゃったとおりですね、現在の委員が平成13年の1月31日までとなっております。そういったことも含めまして経過措置でさせていただいております。

委員長（黒澤 誠君） 川見委員。

委員（川見久雄君） この条例をみたときにですね、やはり基本的なことが分かるようにするのが、ただ、都市計画審議会といえば、おおよそだいぶん社会一般に認められて、こういうことをやるのではないかというね、そういう実態はあるかも知れませんが、

やはり条例ですね。これを見てもなにをやるんだということになったらね、法律をいちいち見なければならぬということになりますね。現行条例において、せっかくそういうことが明示をされているわけですよ、明示をされている。

これはですね、法律を引用するのではなくてですね、私はここに載せるべきだと。これは見解の相違になるんだろうからね、あれですけども、私はそういうふうに思います。

それとですね、町議会議員の委員の選任ね、これは法律上このように載せなければならないというふうには思いますけれども、その任命にあたってはですね、やっぱりそれなりの配慮をしていくのかいかないのか。

また、将来ですねそういった附属機関の委員について、これは今回言うべきことかどうかわかりませんが、ついでですから言いますけれども、そういうことに対する対処の仕方といいますか、考え方をひとつお願いをしたいと思います。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） お答えいたします。

さきほどと同じ答弁になると思いますけれども、現行の都市計画審議会というのは、あくまでも地方自治法に基づきまして設置してございまして、目的がただ置くだけということなものですから、目的でやはり、設置目的としてやはり、きちっと条例の中でうたわなければならないということになってございまして、新たな改正後の都市計画審議会条例につきましては、新たに都市計画法に市町村都市計画審議会という項目を設けてですね、設けてというのが設置目的でございますので、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

います。

それと、現行の都市計画審議会の委員さんにつきましても、町議会議員のかたは兼務も含めているわけございまして、そのあたりにつきましても、人数的にも15名の中に占める割合も少のうございまして、今後ともそういった配慮はされていくものと思われれます。

委員長（黒澤 誠君） 齊藤町長。

町長（齊藤敏雄君） 後段にございました、各種審議会等の構成メンバーに議員をあまり構成員にするべきではないのではないかという、意味合いのご質問だったかと考えております。

それも2とおりございまして、一つには法に基づいてそのお立場でご協力をいただかなければならない面、これがございまして、これは当然そうした法の趣旨に添ってやっていかなければならないと考えております。

それからまた、そうした法に定めのないいろいろな審議会、協議会の類たくさん持っているわけでありまして、しかしそれを頭から明確に分けることが果たしていいことかどうか、その協議会なり委員会なり、いろいろな附属団体ですねメンバーの中にあえて入っていただいて、いろいろなご協力をいただいたほうがですね、よりその協議会がいい方向で審議をされていくというふうなことも考えられますので、そういう自治省の一つの指導みたいなものがあるようでありまして、そうした趣旨も踏まえつつですね、本町においては本町のあるべき姿を、私は探っていったほうがいいのではないかと。

ですから頭から議員をその中から排除していくというふうなかたちが、必ずしも好ましいかどうか、よく私どもも検討させていただきたいと思っております。

委員長（黒澤 誠君） これをもって議案第15号の質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 暫時休憩いたします。11時15分まで休憩といたします。  
（宣告 11時00分）

委員長（黒澤 誠君） 休憩を解き再開いたします。

ここで委員長よりお願いがございまして。答弁者はもう少し声を大きくおっしゃっていただきますよう、お願いをいたします。

（宣告 11時15分）

---

委員長（黒澤 誠君） 続いて、31ページをお開きください。

議案第16号、地方分権の推進を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[総務課長 畑中 栄和君 登壇]

総務課長（畑中栄和君） 議案第16号、地方分権の推進を図るための関係条例の整備等に関する条例の制定についてご説明いたします。

52ページをお開きください。

提案理由であります。地方分権一括法に伴い関係する各法律が改正されたことにより、既存の条例、規則を整理し一括して本条例を制定しようとするものであります。

本条例は町議会委員会条例の一部改正以下20本20条の一部改正条例となっております。

ます。

附則といたしまして、1、この条例は平成12年4月1日から施行する。

2、経過措置、条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3、町営住宅団地貸車庫条例、昭和48年条例第27号は廃止する。

4、新得町水防協議会条例、昭和62年条例第21号は廃止するものであります。

以上よろしくご審議のほどを、お願いいたします。

[総務課長 畑中栄和君 降壇]

委員長(黒澤 誠君) 続いて、各条文について担当課長から順次、提案理由の補足説明を求めます。

自席にて説明をお願いいたします。

31ページから32ページ中段までの、第1条、町議会委員会条例の一部改正、第2条、政治倫理の確立のための新得町長の資産等の公開に関する条例の一部改正、第3条、町税条例の一部改正までについて審査願います。

委員長(黒澤 誠君) 第1条については説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(黒澤 誠君) 異議なしと認めます。

異議はないようですので、第2条から説明を求めます。畑中総務課長。

総務課長(畑中栄和君) 第2条、政治倫理の確立のための新得町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例ですが、従来規則で報告書の閲覧の中止及び禁止を規定していたものを、義務権利の見直しで条例に規定したものであります。

第5条第2項の次に以下記載の2項を加えるものであります。

よろしくお願いいたします。

委員長(黒澤 誠君) 秋山税務課長。

税務課長(秋山秀敏君) 次に32ページ第3条、町税条例の一部改正でございますが、第18条の4を次のように改正するものであります。

内容といたしましては、地方税法から納税証明書交付手数料の徴収の根拠となっておりました規定が削除されたため、町税条例の中に納税証明書を交付した場合に、手数料を徴収する旨の規定を整備するものでございます。

委員長(黒澤 誠君) これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

(「なし」の声あり)

委員長(黒澤 誠君) ないようですので次に進みます。

これをもって第1条から第3条までの質疑を終結いたします。

---

委員長(黒澤 誠君) 次に32ページ中段から33ページ下段までの、第4条、総合保養地域整備のための固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正、第5条、屋内ゲートボール場設置条例の一部改正、第6条、児童館条例の一部改正までについて審査願います。

担当課長から順次、提案理由の補足説明を求めます。秋山税務課長。

税務課長(秋山秀敏君) 第4条、総合保養地域整備のための固定資産税の不均一

課税に関する条例の一部改正でございますが、地方分権に伴う関与の見直しによりまして、都道府県が行う総合保養地域の指定が大臣の承認から、大臣に協議し同意を求めるといふふうに改められましたので、条例の中の承認を同意に改正するものでございます。

委員長（黒澤 誠君） 浜田保健福祉課長。

保健福祉課長（浜田正利君） 第5条ですけれども、屋内ゲートボール場設置条例の一部改正ということで、これについては義務権利の見直し規定に基づいて条例を制定しております。

なお、現在はですね屋内ゲートボール場施行規則の中において、使用の制限を明記しておりましたけれども、こちらのほうも改正する予定であります。以上です。

委員長（黒澤 誠君） 富田児童保育課長。

児童保育課長（富田秋彦君） 第6条、児童館条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本条例の改正項目は義務権利の見直しによるものでありまして、従来、児童館管理規則に定めておりました、使用の許可及び許可の制限につきまして、この児童館条例に規定しようとするものでございます。

第5条として使用の許可、第6条として許可の制限を定めております。

以上でございます。

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。  
（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって、第4条から第6条までの質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 次に進みます。33ページ下段から35ページ中段までの、第7条、墓地条例の一部改正、第8条、畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部改正、第9条、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正までについて審査願います。

担当課長から順次、提案理由の補足説明を求めます。西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 第7条、墓地条例の一部を次のように改正する内容でございますけれども、地方自治法第14条第3項の規定により条例に違反したものは、条例で5万円以下の過料を科すことができる旨の規定が設けられましたので、それに準じて改定をいたしております。

次に34ページの第8条、畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部改正についてご説明申し上げます。地方自治法第14条第3項に、都道府県は市町村の行政事務に関し、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例でこれを定めなければならないという条項がございましたが、これが削除されましたので、北海道野犬取締及び野犬掃とう統制条例というのがございまして、これに基づきまして市町村の畜犬取締及び野犬掃とう条例が制定されておりましたが、この地方分権一括法によりまして、根拠条例の道の条例が廃止されますので、廃止されるのに伴いまして、本町の条例を定めるものでございます。

条例の制定にあたりましては、道の統制条例を基に町の条例を制定しておりましたが、道の条例が制定され、昭和28年に制定され、48年に改正されましてから社会情勢の変化等がございまして、現時点での見直しを行いながら改正を行っております。

第1条につきましては根拠条例がなくなりましたので、削除するものでございます。



第3条につきましては、捨て犬の禁止条項を設けました。

第4条では、犬による被害届の項を新設いたしております。

第6条では野犬掃とうの方法の見直しを行っております。

野犬を捕獲した場合の一定期間のけい留及び住民への情報連絡体制への整備についてを規定いたしております。

次に第9条、廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますけれども、従来し尿処理手数料は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2、第6項により徴収いたしておりましたが、地方自治法228条の規定の改正によりまして、第6項が削除されましたので、新たに地方自治法第228条に基づき制定いたしまして、手数料の事項削除されましたので、新たに地方自治法228条に基づきまして、手数料は徴収することにしまして、この条例では手数料の徴収についてを削除いたしております。

第10条に別表がございましたけれども、手数料条例に移りましたので、この部分につきましては削ることといたしております。以上です。

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。高橋委員。

委員（高橋欽造君） ちょっとお尋ねいたします。

35ページの5番目なんですけれども、処分することができないということになっているわけですね。2日以内にうんぬんと書かれているわけでございますけれども、その間の生き物ですから餌を与えたりなんかしなければいけないと思うんですが、そういう場合の費用というのは、どこから出るようになっているんですか。

委員長（黒澤 誠君） 西浦住民生活課長。

住民生活課長（西浦 茂君） 2日間のけい留期間につきましては、現在、新得保健所にけい留する網がございますので、道のほうでけい留期間はお願いして、道のほうで負担していただいております。

委員長（黒澤 誠君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって、第7条から第9条までの質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 次に進みます。35ページ中段から37ページ中段までの、第10条、サホ口湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部改正、第11条、新得町立自然公園条例の一部改正、第12条、道路占用料徴収条例の一部改正までについて審査を願います。

担当課長から順次、提案理由の補足説明を求めます。貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） 第10条でございます。サホ口湖及び東大雪湖の漁業管理に関する条例の一部改正でございますが、これにつきましては罰則のほうの規定の整備でございます。

従来、第8条のほうで罰金を科することができる。こういった表現で条文を構成しておりました。罰金を科するというふうに改めるものと、それからその金額の表現がアラビア数字を載せてございましたけれども、5万円と漢字表示を含めた中に改めるもので

ございます。

それから第2項で遊漁料の5倍に相当する以下の過料、4条及び第2項の規定に違反した者に対する過料の規定でございます。これもすることができるとなっておりましてけれども、過料を料するというかたちで統一をいたしてございます。

それから第3項につきましては、地方分権一括法の228条の3項によりまして、この中のカッコ書きの部分これが新たに規定されましたので、それに伴いまして新たに加えるものでございます。

それから、第11条の町立自然公園条例のほうでございます。

これにつきましては施行規則で、義務権利の規定をいたしていたわけでございます。今回の一括法によりまして、条例事項となったことから、新たに条例に加える、規則で制定していた部分を条例のほうに加えるものでございます。

委員長（黒澤 誠君） 村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） 第12条、道路占用料徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

附則第2項中、「協議が成立して」を「協議をし、同意して、」に改めるものでございます。国の関与の見直しに該当いたしまして、道路法第35条規定で国が行う道路占用の特例といたしまして、改正前は国が道路管理者と協議すれば足りるとなっておりましてけれども、改正後は国の地方公共団体に対する関与の見直しで、協議をし同意を得れば足りるとなり、地方公共団体の同意が必要となりました。

以上です。

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。  
（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって、第10条から第12条までの質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 次に、37ページ中段から42ページ中段までの、第13条、町営住宅管理条例の一部改正について審査願います。

担当課長から提案理由の補足説明を求めます。村中建設課長。

建設課長（村中隆雄君） 第13条、町営住宅管理条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は地方分権一括法の施行にかかるものが大きく分けて3つございまして、後、定義の追加などの条文の整理を行っております。

まず、地方分権一括法にかかる、1つ目でございますが単身者住宅のアメニティ30、アメニティ24、アメニティ屈足の家賃を施行規則で定めておりましたが、これを条例で規定いたしました。それぞれの使用料は、42ページの別表1に規定しております。家賃は従来と変更ございません。

次に2つ目でございますが、従来、町営住宅団地貸車庫条例施行規則で規定していました、貸車庫の使用許可、取り消しなどの権利義務規定を条例で規定し、併せて使用者は町営住宅の入居者に限定されているため、町営住宅管理条例の中に、第4章、貸車庫の管理を組み入れました。なお附則で規定されていますが、町営住宅団地貸車庫条例は廃止します。

次に3つ目ですが、第63条の罰則でございます。従来は入居者が不正行為などにより、家賃の全部又は一部の徴収を免れたときには、免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科するとありましたが、5倍に相当する金額が5万円を超えないときは5万円とすると改正いたします。

以上が地方分権一括法の施行に伴う改正でございます。

次に条文の追加及び変更の主なものについてご説明いたします。

37ページ下段、第1条、趣旨に貸車庫の追加をしております。

38ページ第2条、用語の定義に公共賃貸住宅、単身者住宅、貸車庫を追加しております。

第6条、入居者の資格でございますが、入居基準を規則から条例化し、老人などについても税金と住所要件を追加しております。

39ページ、第14条でございます。家賃の決定でございますが、特定公共賃貸住宅の部分を削除しております。この部分に該当してありましたアメニティ屈足の家賃は、ほかのアメニティ30、24と同様、本条例の中で改めて規定をしております。

第19条、修繕費用の負担でございます。実情に合わせまして変更しております。

第4章、貸車庫の管理関係。さきほど説明いたしましたとおり、使用許可、許可の取り消しなどについて、規則から本条例に規定しております。

42ページ、別表1で単身者住宅のアメニティ関係を、別表2では貸車庫の使用料を除いております。いずれも家賃及び使用料の変更はございません。以上です。

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって第13条の質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 次に42ページ中段から43ページ中段までの、第14条、公民館条例の一部改正、第15条、図書館条例の一部改正について審査願います。

担当課長から提案理由の補足説明を求めます。高橋社会教育課長。

社会教育課長（高橋末治君） 第14条、公民館条例の一部を改正する条例でございますが、社会教育法の改正によりまして、公民館運営審議会の義務設置が任意設置になりましたので、廃止しようとするものでございます。

従前、第4条につきましては委員の定数、第5条につきましては任期、第6条につきましては解職の規定を設けてございました。

それから第13条でございますが、従前、公民館運営審議会の協議を経て教育委員会は別にこれを定めるというような規定でございましたので、その部分を改めようとするものでございます。

なお、現在でも公民館運営審議会につきましては、単独では設置しておりませんで、社会教育委員と兼務をしております。

次に第15条、図書館条例の一部を改正する条例でございますが、利用者の権利義務に関する事項の規則から、条例のほうに移そうとするものでございまして、第7条では利用の不承認。

第8条では利用の制限の規定を設けてございます。

よろしくご審議いただきたいと思います。

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。  
（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって第14条及び第15条の質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 次に43ページ中段から49ページ上段までの、第16条、登山学校等複合施設条例の一部改正について審査願います。

担当課長から提案理由の補足説明を求めます。貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） 第16条、登山学校等複合施設条例の一部改正についてご説明を申し上げたいと思います。

従来、条例及び施行規則の中で各種料金等を別表で設定をいたしてございます。

今回、義務権利の見直しというようなことで、すべて条例事項というようなことになりましたので、その整理を図ろうとするものでございます。なお、16条の第3項のほうでは、30日以内の期限を定め、これを後納することができるという表現を加えたわけでございますけれども、これにつきましても従来の施行規則の中で、例えば旅行会社からのクーポン券。こういったものの処理について精算が必要でございますので、その規定を設けてございました。それらを本文条例の中に移行させたものでございます。

以下、別表につきましては条例別表、それから施行規則別表を合成をいたしまして、従来の金額を踏襲いたしております。

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。高橋委員。

委員（高橋欽造君） トムラ登山学校のこの各施設利用、この金額は改まってはいないんですね。前と同じですね。

そこで一つお聞きをしたいんですが、47ページのトムラ登山学校レイク・イン入浴料、大人280円、小中学生140円、回数券2千730円、これも変わらないということによろしい。間違いございませんか。

委員長（黒澤 誠君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） 入浴料大人280円、小中学生140円、回数券2千730円、恐らく入湯税の部分の表現がないんじゃないかというご質問じゃないかと思うんですけれども。現在350円をいただいておりますけれども、そのうちには入湯税含まれてございます。ですから、単純な入浴料といたしましては、この金額で従来どおりの金額でございます。

委員長（黒澤 誠君） 高橋委員。

委員（高橋欽造君） それを聞いてよく分かったんです。

というのはですね、2、3日前にこの回数券を買ったばかりで、3千500円で買ったものだから、あらあらこれは2千730円と思ってね、それで質問させていただいたんですけれども。これでちょっとですね、なんていうんでしょうかな、下のほうにでもね書いておいていただければ、たいへん素人として分かるから、そういうようにしていただきたいなと思うので、その辺どうだい。

委員長（黒澤 誠君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えをいたします。

入湯税につきましては目的税でございますので、町税条例のほうでの規定になるわけ

でございます。今、備考のほうにでも入れてはどうかというお話でございますけれども、いちおう町税条例のほうで規定がされているということで、ご理解が賜ればと思います。

委員長（黒澤 誠君） 石本委員。

委員（石本 洋君） 44ページの第6条の2の2項でございますけれども、ここに伝染病だとか、他人に支障を与えるといったような規定があります。

最近、小樽でたいへん外国人の入浴について問題になったり、あるいはここになにか書いていて、問題になることがあるわけなんです、これはここにですね明確に出さないにしても、支配人なりなんんりの対応のできる弾力的な規定というのは、設けることはできないんでしょうか。

委員長（黒澤 誠君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えをいたします。

6条の2の(6)、6号で施設職員の指示に反する行為はいけませんよと、こういう表現になってございますので、その中で包含されるかなというふうに判断いたします。

委員長（黒澤 誠君） 渡邊委員。

委員（渡邊雅文君） 条例に直接関係ないんですけども、ついですからちょっとお聞きしたいんですけど、このトムラ登山学校レイク・インという複合施設だと思うんですが、町外の人たちにとってはですね、トムラ登山学校レイク・イン屈足温泉というのがつくんだそうなんですが、どれが、補助金の関係があっているいろいろな名称があるんだと思うんですが、対外的にですね、名前を統一しないと分かりづらいんじゃないかなという声が多いたすんですが、もうちょっと短い名称で呼ぶということがですね、いいんじゃないかなという気がするんですが、そういうお考えはないのかどうか、直接条例に関係ないので申し訳ないんですけども。

委員長（黒澤 誠君） 貴戸商工観光課長。

商工観光課長（貴戸延之君） お答えをいたします。

トムラ登山学校レイク・イン確かに長い名称でございます、私どももいろいろな照会がきた段階では説明をするのに苦労はいたしております。

そして、今お話にもありましたように、屈足温泉というかたちで何年か前から表現もいたしておりますけれども、いちおうトムラ登山学校という特殊な施設であるというイメージを全国展開するというんでしょうか、そういったかたちでやっておりますですね、これを分けてやることによって、また、更に混乱が出てくるのかなというふうに感じております。

そうした中で、できるだけお客様に対する表現というか、その辺は会社側のほうともいろいろ協議をしてまいりたいと思います。できることであれば、改善もしたいというふうに考えております。

委員長（黒澤 誠君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって第16条の質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 次に進みます。49ページ上段から52ページまで、第17条、営農用水道事業条例の一部改正、第18条、新得町簡易水道事業条例の一部改正、

第19条、公共下水道条例の一部改正、第20条、新得町水道事業給水条例の一部改正について審査願います。

担当課長から提案理由の補足説明を求めます。常松水道課長。

水道課長（常松敏昭君） 営農用水道事業条例の一部改正でございます。

第17条、営農用水道事業条例の一部を改正するものでございます。

地方自治法、第14条第3項、第228条第3項の規定により、条例第33条、第34条の一部を改正するものでございます。

新得町簡易水道事業条例の一部改正でございます。

第18条、新得町簡易水道事業条例の一部を改正するものでございます。地方自治法第14条第3項、第228条第3項の規定により、条例第34条、第35条の一部を改正するものでございます。

公共下水道条例の一部改正でございます。

第19条、公共下水道条例の一部を改正するものであります。条例第8条を改めるものです。

地方自治法、第14条第2項の規定により指定業者の指定は、権利義務に該当することから、規則から条例にするものでございます。

条例第8条中に6条を加え整備するものでございます。

地方自治法第14条の3項、地方自治法の第228条の第3項の規定により、条例第24条、第25条の一部を改正するものでございます。

新得町水道事業給水条例の一部改正でございます。

第20条、新得町水道事業給水条例の一部を改正するものでございます。

地方自治法第14条第3項、第228条第3項の規定により、条例第32条、第33条を改正するものでございます。

委員長（黒澤 誠君） これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言願います。宗像委員。

委員（宗像 一君） ちょっとお尋ねしたいんですけども、この罰則関係が1万円が5万円になったり、5倍のものが5万円になったり、いろいろしているんですけども、ここら辺のものある程度変わったよという明記するものを何か考えておられるんですか。

これは全般的にですが。

---

委員長（黒澤 誠君） 暫時休憩します。

（宣告 11時50分）

委員長（黒澤 誠君） 休憩を解き再開します。

（宣告 11時53分）

---

委員長（黒澤 誠君） 畑中総務課長。

総務課長（畑中栄和君） 町民の周知の関係でございますが、一般的には条例関係につきましては、町の公告式条例に基づきまして告示することになります。

ただ、今回は、多数の条例でご指摘のように罰則等の改正もありますので、条例の改

正状況を広報にでも記載してまいりたいというふうに思っております。

なお、個々についてですが、例えばサホ口湖の関係やなんかにつきましては、印刷物とか納付書とか掲示できるものは掲示すると。そういう方法で個々に考えていけるものは、個々に対応してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

委員長（黒澤 誠君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって、第17条から第20条までの質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） 以上をもちまして、本特別委員会に付託されました、議案第13号から議案第16号の全議案に対する質疑はひととおり終わりますが、もし全般を通じまして質疑漏れがありましたら、この際、補足質疑をお受けいたします。高橋委員。

委員（高橋欽造君） 冒頭、公用について質問させていただきましたけれども、公用という定義をですね改めて、ちょっと尋ねをいたしたいと思ひますので、よろしく願ひいたします。

委員長（黒澤 誠君） 齊藤町長。

町長（齊藤敏雄君） ただいまの高橋委員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

公用というのは、まさに町がですね、例えば原因者に代わって囑託登記を町の立場でやらなければならないと。要するにその原因が町に存在する場合に、これを公用として発行いたしてあります。

例えば、不動産の町との売買の関係、極めて限定された枠内での交付をいたしてあります、したがって、さきほど高橋委員がご質問にありました、この保証の関係というのは、保証するかたとされるかたについては、これはあくまでも私的な契約でありまして、したがってその際には公用の適用は受けられないと、こういう考え方になるかと思ひます。

委員長（黒澤 誠君） ほかに。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

---

委員長（黒澤 誠君） それでは議案第13号について採決いたしますが、採決に入る前に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） 討論はないようですので、これから議案第13号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

委員長（黒澤 誠君） 挙手全員であります。

よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

委員長（黒澤 誠君） 続きまして議案第14号について採決いたしますが、採決に入る前に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） 討論はないようですので、これから議案第14号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（黒澤 誠君） 挙手全員であります。

よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

委員長（黒澤 誠君） 続きまして議案第15号について採決いたしますが、採決に入る前に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） 討論はないようですので、これから議案第15号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（黒澤 誠君） 挙手全員であります。

よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

委員長（黒澤 誠君） 続きまして議案第16号について採決いたしますが、採決に入る前に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（黒澤 誠君） 討論はないようですので、これから議案第16号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

委員長（黒澤 誠君） 挙手全員であります。

よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

---

委員長（黒澤 誠君） 以上をもって本特別委員会に付託されました、すべての案件の審査は終了いたしました。

よってこれをもって、地方分権一括法に関する条例審査特別委員会を閉会いたします。

（宣告 11時58分）

---



町議会委員会条例第25条第1項の規定  
により署名（または記名押印）する。

臨時委員長

委員長

副委員長